

仙台地方裁判所委員会(第34回)議事概要

1 開催日時

平成30年11月30日(金)午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

仙台地方裁判所第5会議室

3 出席者

(1) 委員

相原和裕, 大井川貴彦, 加藤亮, 倉林千枝子, 児嶋隆司, 櫻井浩, 志間俊雄, 庄子直, 鈴木健也, 大善文男, 星野健一(50音順, 敬称略)

(2) 庶務担当者

(刑事部)

黒坂刑事首席書記官, 平山裁判員調整官, 安倍第1刑事部主任書記官, 伊藤第2刑事部主任書記官,

(事務局)

新岡事務局長, 金澤事務局次長, 萌出総務課長, 熊谷総務課課長補佐, 原総務課広報係長

4 議事等

(1) 開会

(2) 議題「刑事裁判手続における被害者保護について」

ア 説明

(ア) 黒坂刑事首席書記官が、「犯罪被害者保護のための諸制度について」と題して, 別添資料を用いて説明した。

(イ) 伊藤第2刑事部主任書記官が、「裁判の優先傍聴について」と題して, 別添資料を用いて説明した。

(ウ) 法廷に移動し, 安倍第1刑事部主任書記官が, 遮へいの措置及びビデオリンクの説明並びにその実演を行った。併せて, 前回委員会の議題である「裁判所における来庁者の安全の確保について」に関連して, 被告人の逃走の防止策等について説明した。

イ 意見交換の要旨

別紙のとおり

(3) 委員意見を踏まえた裁判所の取組報告

前回委員会における委員意見等を踏まえ, 「裁判所における来庁者の安全確保について」に関して裁判所が取り組んでいる状況について, 大善所長が報告した。

5 次回期日等

(1) 次回期日 平成31年5月14日(火)午後1時30分

(2) テーマ 未定(追って調整する。)

(別紙)

意見交換の要旨

(◎委員長, ○委員, ●裁判所委員, □説明者)

◎ 裁判所からの説明に関する御質問等があれば、伺いたい。

(裁判の優先的傍聴について)

被害者の優先傍聴について、事例を挙げて裁判所の配慮について紹介させていただいたところだが、担当者の感覚では、どれくらいの頻度で被害者の優先傍聴がされているか。

- 一定程度はあるが、必ずしも数としては多くないという印象である。事案としては被害者本人が亡くなっている場合や、けがの程度が大きい場合が多い。
- 検察庁では既に捜査の段階で被害者の方とお話をさせていただくことが多いため、大体の場合、事前に被害者の方から検察庁に対して傍聴の希望がある旨連絡をもらい、検察庁から裁判所に対して傍聴を希望する人数等を伝えているのが通例となっている。また、被害者の方にいきなり裁判所に来てくださいといっても、法廷が分からなかったり、被告人関係者と鉢合わせになる可能性もあるため、傍聴の際、まずは検察庁に来てもらい、検察官又は検察事務官が裁判所に御案内しているのが通例である。被害者の方が傍聴するに当たり、検察庁で把握しているものは、全てそのような配慮はさせていただいている。
- 被害者の方が裁判を傍聴したいという場合、優先傍聴だけでなく、被害者参加という方法もある。そこで、どういった方法を希望するか、人数はどれくらいかを確認するとともに、被告人側に対しても被告人関係者の傍聴要望の有無をお聞きした上で双方の席が接近することのないよう配慮をしている。仙台地裁にある法廷のサイズは大中小とあるが、傍聴希望者の人数によってはより大きな法廷に変更するといった対応をしている。
- 実際の運用をお聞きしたい。自分が過去に在籍した庁では、傍聴はしたいけれども、他の傍聴人に姿は見られたくないという方については、できるだけ被害者又はその関係者と分からないよう、他の傍聴人に紛れて分からないようにしていたほか、場合によっては遮へいをしたこともあったと記憶している。被害者の方が傍聴のみを希望する場合にも遮へいを認めているか、又は遮へいを必要とする場合には被害者参加してもらうのか、現在の運用を教えてください。
- 個々の裁判体の判断によるものであるため、この場で回答することはできないが、傍聴席での遮へいを実現するためには、検討しなければならないことがあると思われる。一方、被害者参加をされた場合には、傍聴人との間の遮へい、被告人との間の遮へい、双方との間の遮へいができるため、どちらかという被害者参加

の形で対応することになるかと思う。

- ◎ 先ほど被害者参加という話が出たが、被害者参加をする場合、被害者の方は公判期日に出席することが認められ、バーの内側、多くの場合には検察官の隣又は後ろに席を設け、そこに座ってもらうことになる。その場合には、ついたてを設けて遮へいすることができる。傍聴席での遮へいというのは自分も経験がないが、難しいのではないかと思う。むしろ他の傍聴人と一緒に座り、紛れるような形で座ってもらうケースが多いと思う。
- 実際には、傍聴席を確保させていただき、さりげなく入ってもらっている。
- 被告人が被害者の方の顔を知っていて、被害者の方が裁判の行方を見たいけれど被告人とは顔を合わせたくないという場合、先ほど見せてもらったビデオリンクを利用して、被害者の方が法廷とは別の場所から裁判を見ることはできないのか。
- ◎ そのような方法は行っていない。傍聴席で見るか、被害者参加をして衝立を置いて遮へいをして見てもらっている。ビデオリンクについては、あくまで証人尋問の際に使用するものである。
- 被害者本人又は親族の範囲というのはどこまで広げられるか。友人、知人、婚約者などはどうか。
- 被害者等の範囲は法律上定められており、条文上は、被害者又は被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合はその配偶者、直系の親族もしくは兄弟姉妹もしくは当該被害者の法定代理人となっている。
なお、優先傍聴については、このような定めはなく、裁判体の判断による。
- 被害者の方に対する配慮は大事なことでありどんどん進めてもらいたい。現在も被害者の方が証言台に立つときの配慮は充実していると思うが、傍聴する場合については、例えば、児童買春をされた者の親が裁判を傍聴したいというときに、このやろうという気持ちで被告人を見ることになると思うが、他の傍聴人に紛れて、怒りも顔に出さず、涙も流さずというのは相当厳しいと思う。意見は言わず、裁判の行方を見守りたい、被告人がどういうことを言うのか、どういう事実であったのかを直接知りたいという想いはそのとおりだと思うので、せっかく設備を整え、ここまで配慮を進めて来たのであれば、被害者の方が法廷の外から裁判の様子を見ることができるよう配慮した方が、より信頼される裁判所になるのではないかと思う。また、アメリカなどでは裁判の様子をテレビ中継しているが、日本では絵を描いて、事後的に法廷内の状況が伝えられるに留まっている。一般ユーザーからするとその点は分かりづらく感じる。一般公開をしてほしいわけではないが、少なくとも被害者の親族や身内の方の想いには応えることがあってもいいのではないかと思う。
- ◎ 公開の法廷ではあるが、法廷の様子を拡散することはどうかという点もあり、中継することはない。被害者に対する配慮として、被害者の方が別室から裁判の様子を見ることができるようにするという点については、御意見としてよく分かった。

このほか、被害者側と被告人側の感情が対立している場合、動線にも配慮して、双方が鉢合わせすることのないようにしているところである。

(被害者特定事項の秘匿について)

- ◎ 続いて、被害者特定事項の秘匿について質問や御意見を伺いたい。具体的には起訴状に被害者の名前が記載されている場合であっても起訴状朗読の際には「被害者」とのみ朗読したり、被害者が複数いる場合には「被害者A, B, C」といった形で朗読するなどしている。住所についても、犯罪場所との関係で被害者の住所が明らかになるような場合には「仙台市内の」というように読み上げたりするなどの工夫しているほか、証拠の内容を告げる際にもその点を明らかにしないようにしている。また、被害者特定事項の秘匿の枠組みとは別に、被害者の住所等が記録に出てくる場合、弁護人が記録を謄写をする際に当該部分をマスキングした上で謄写をしてもらうよう、弁護人に協力をお願いしたりしている。これらについては、被害者の住所が被告人に明らかになり、それにより二次被害が生じることを防いだり、被害者の氏名等を法廷で明らかにしないことで被害者のプライバシーを保護するためのものである。

被害者特定事項を法廷で明らかにしない事案は増えているか。

- 配慮の申出は年々増えているという実感がある。
- 通常は被害者の方から検察官に対して、被害者特定事項の秘匿の申出があり、通常検察官は「相当」と意見を付けている。当初は性犯罪を念頭に置いて作られた制度だと思うが、実感として感じられるのは、比較的規模の小さい支部等においては、性犯罪以外の事件の場合であっても、近所に知られるのは恥ずかしいなどの理由で被害者特定事項の秘匿の申出がされることがあり、その場合にも「相当」の意見を付けている。裁判所の方からはこれらの申出についてもかなり積極的に受け入れてもらっている印象である。
- 裁判所では起訴状を受け取った後、事案を見て秘匿の扱いがふさわしいと思う場合には、検察官に対して秘匿の申出が必要ではないかという点を積極的に確認している。また、もともと法制度ができる前にも裁判所では訴訟指揮の一環として秘匿の扱いをしていた。しかし、訴訟指揮の一環として行っていた当時は、法律がないため、弁護人からの協力を得られるか分からなかったり、報道機関からなぜ隠すのかと言われることもあったため、法制度ができたことは良かった。ただ、被害者の氏名、住所、年齢、犯行場所を秘匿したとしても、十分でない例もある。例えば児童福祉法違反事件で養父が養子を姦淫したというような事案では、被告人の名前が出ただけでも被害者が特定されてしまう。このような場合には、人定質問の際に被告人が名前、住所を言わないようにしたり、法廷の前に掲示されている開廷表に被告人の氏名を記載しないような扱いをしたりして、秘匿の決定の範囲外のところでも配慮をしているところである。

- 最終的に判決書には被告人と被害者の両方の氏名が記載されるのか。
- 基本的には判決書に記載される。ただし、被告人やマスコミから判決文の交付の要望があった場合には、当該部分をマスキングして交付している。
- ◎ 判決書には記載されるが、言渡しの際には「被害者」と告げるなどして、法廷では被害者が特定されないよう配慮しているというところである。
- 今出た例では、明らかに被害者保護の必要性がある場合であるが、被告人の防御という観点から、弁護士と被害者保護の扱いに関して緊張関係が生じたような事案はあるか。
- 裁判所から見るとそれほど被害者特定情報が被告人の防御に必要であるというケースはないが、秘匿の決定をするに当たり検察官からの申出があり、弁護士に意見を伺う際に、何割かの方は、対象者は被害者ではないから秘匿について異議ありとの意見が出される場合もあり、その点においては緊張関係はあるかと思う。実際に防御に支障があるかどうかは疑問な点があり、仮に防御に支障があるという場合にはその点を説明してもらえば、別の対処の仕方を検討することになる。
- ◎ 起訴状は被告人も受け取っているため、被告人は被害者の氏名は知っている。被害者特定事項の秘匿は公開の法廷でそれを明らかにしないことで被害者のプライバシーを守るというあたりが配慮の中心となる。
- この手の配慮はどうしても性被害等のイメージが出てしまっていて、知っている人を強制性交する場合ではなく、通り魔的に強制性交する場合は、被告人は被害者の氏名などを知らないはずであるが、その場合にも被告人に被害者の氏名を教えるのか。
- ◎ 起訴状については、誰に対してどのような犯罪行為を行ったのかということに記載するため、基本的には被害者の特定事項は記載されることになる。これについて、起訴の段階で被害者を匿名とする扱いも考えられないわけでもないが、その点はどうか。
- 通り魔的な性犯罪で被告人が被害者の氏名を知らないという事件についても被告人に被害者の氏名を教えなくてはならないかという点は非常に議論があるところである。一方で、被告人に対しては自分がどういう犯罪を犯したという疑いで起訴されているかということをしらせないことには、言い分を言おうにも言えない。被告人の行為のうち、何について起訴されているのか分からないといけないという前提があり、そのために起訴状には被害者の氏名を記載しなければならないということが法律で決まっている。ただし、個人的な見解としては、被害者の氏名について明らかにしなくとも、起訴されている内容が特定できる場合の扱いや、被害者の氏名を明らかにすることで再被害の恐れが高く、他の方法で被害者を特定して起訴することができるかについては、これから議論されていくものと理解している。
- 最終的に判決書は加害者と被害者の双方に渡るものだとすれば、双方が加害

者、被害者のことを知ることになるということによいか。

- ◎ 判決書には出てくるが、法廷では明らかにしないという扱いになる。なお、記録の謄写などの場合には別途検討を行っている。
- これについては色々と考え方がある。今回は詳しく説明しなかったが損害賠償命令という制度があり、この場合には被害者側の弁護士が記録のコピーを取ることもできるがその際に被害者側に被告人の情報をどこまで伝えていいかという問題もある。損害賠償命令であるため、最終的に強制執行しなければならない場合のことを踏まえて、被告人の住所、氏名まではいいとしても本籍は必要か、家族の関係の記録は必要かなど、様々なことを検討しながら提供できる情報の内容について配慮している。他方、被告人の弁護人に対しても被害者に関する情報について真に必要なものかどうかを吟味しながら調整を図り、配慮している。
- ◎ 被告人が、誰に対して、どのような犯罪を行ったか、ということは明らかにしておかなければならないので、判決には「誰に対して」というのが原則として出てくることになる。これを、法廷において明らかにするか、ということが問題になるということである。

(遮へいの措置、ビデオリンクについて)

- 公開法廷の原則がある中で、被害者や証人を守るという点で配慮が尽くされていると感じた。これ以上の配慮をするというのが思い付かないほど細かな配慮をされていると思う。最近、外科の病院などでは、家族が別室で手術の様子を見られるということが増えているようである。そのように、家族などが法廷の様子を傍聴席ではなく、別室で見られれば、動線なども配慮せずに安心して傍聴できるように思う。
- 心理的な面などで配慮というのは分かったが、日本語でコミュニケーションが取れない外国人が証人として裁判に参加する場合などには、どのような対応がなされているのかお聞きしたい。
- 通訳人を付すことが可能であると考える。
- 通訳の方が裁判官とやり取りをするということか。
- ◎ 裁判官や検察官、弁護人が日本語で質問し、それを通訳人が外国語に通訳して、証人が外国語で答え、それを通訳人が日本語に通訳することになる。被害者参加人が外国人の場合はどうか。
- 法律に規定があり、国語に通じない方にお話をしてもらうには通訳人を付さなければならないとされており、耳が聞こえないとか、口がきけないという方の場合には、通訳人を付すことができるとされている。証人尋問などは、通訳人を介して行うことになる。
- 今回のテーマでいうと、「保護」といっても、幅が広く、様々なカテゴリーがあるのだと感じた。実際に法廷見学をして、被告人席と傍聴席が意外に近いと感じた。また、ビデオリンクについては良いと感じたが、遮へいの設備については、もう少し時

代の変化に応じたものが検討されても良いように思う。

- ◎ 証人と被告人との距離が近いという感想をお持ちの方はほかにもいらっしゃると思う。裁判員裁判以外の刑事裁判では、被告人は弁護人の前に座り、被告人席の前には机を置いている。
- 本日、「配慮」という言葉が出てきたが、一般的には意味に広がりのある言葉だと思う。つまり、裁判所の職員の個性や力量によって、配慮の度合いは変わりうるのか、ということである。法律上の定義などは分からないが、個人によって対応が変わりうるものだとすれば、多少心配がある。
- 本日の御意見の中にもあったが、守るべき対象というのは、事件ごと様々である。法律に規定があり、それに基づき実施する「配慮」がある一方で、法律に規定がなくても行わなければならない「配慮」もある。法律上制度ができていないものについては、制度を利用するか否かなどについて裁判所と訴訟関係人との間でコンセンサスを得て実施ができる。制度等がないものについては、御指摘のとおり、事案によって対応の濃淡というものが生じうる。
- 個人的な意見ではあるが、刑事部においては、事前の情報収集に力を入れつつ、どのような配慮ができるかについては、刑事部間で情報共有をしながら、可能な限りの対応をするように取り組んでいる。
- こうした制度を周知するといっても、一般国民は、自分が犯罪被害者になるなどは考えていないのが通常であるから、制度について頭に入るといえるのは考え難い。そうすると、警察や検察が、最初に犯罪被害者に対応することになると思うので、こうした方々から制度をしっかりと説明してもらうことが重要であると考えます。
- 先ほど法廷見学の際に説明のあったビデオリンクや遮へいについて、犯罪被害者や目撃者などのいわゆる参考人に事情聴取などをする際に、将来、証人として裁判所に出廷していただかなければならない可能性があることと併せて、最終的には裁判所が判断することなので常に必ずできるとまで約束はできないが、こうした制度もあるということについて、担当検察官から必ず説明することとしている。

(被害者参加について)

- ◎ 被害者参加について、法廷での傍聴のほかに、意見を述べるとすれば、証人として述べる場合や、心情の意見陳述や、先ほど紹介したような弁論としての意見陳述もあり、意見を述べる機会は増えている。
- 心情について述べる機会はよく頂けるようであるが、心情以外の部分についてはどれぐらい意見として述べる機会があるのか伺いたい。
- 法律に則っていれば意見は言えるので、何か制限を加えるようなことがあるかという、訴因を越えるような意見は言えないということになる。もう少し御質問の趣旨を伺いたい。
- 被害者の方にお聞きすると、もっと事件の中身について意見を言いたかった、心

情や気持ち以外に、この人がやったのだというようなことについても強く言いたかったということを聞くことがある。裁判の時間の関係もあるのだと思うが、何から何まで言っていいたいということにはならないとか、もともと裁判が犯人性について判断することもあり、被害者の言いたい意見を十分に言えないなどと聞いたことがあることから、このような質問をした。

- 補足して説明すると、被害者が意見を述べる方法は二つある。一つは、被害者参加人としてではなく、被害者として意見陳述をするもので、これは心情について意見を述べることができるものである。もう一つは、被害者参加人として心情だけでなく、法律の適用や事実についても意見を述べるができる。例えば、傷害致死の事案であれば、重い刑にしてほしいとか、この人が犯人である、などと意見を述べるができる。ただし、傷害致死の事案について、殺人にしてほしいなどと言うことはできないという制限がある。先ほどおっしゃったような形で意見陳述を制限したということはこれまでにはないことから、ひょっとすると、被害者としての意見陳述と被害者参加人としての意見陳述を誤解されているようにも思われる。
- ◎ 被害者参加人として、事実又は法律適用に関する意見陳述をするということであれば、その事件について自分がどう考えるかについても述べるができるということである。
- 少し補足をすると、どの場面についておっしゃっているかによるが、証人尋問や被告人質問を直接、被害者参加人やその代理人弁護士がすることができるという制度があるが、それは立証型での質問というものであり、意見を述べるものではないという整理がなされていると思われる。被害者としてみれば、被告人質問で否認事件において、「お前がやったんだろ」というようなことをおっしゃりたいというのは、心情としては理解できるが、そこはあくまでも事実を引き出すための質問でなければならないはずで、意見を述べる場ではないということがある。意見は後の被害者参加人としての意見陳述において、事実関係からこういうことが認められる、とか、求刑について意見を述べることができる。その関係から、証人尋問や被告人質問について、検察官としても、被害者参加人やその代理人弁護士との間で、どのようなことを聞きたいかについては事前にすり合わせし、検察官がもともと質問する予定である内容については検察官が引き取り、被害者参加人らから質問した方が良くと思われる内容についてはお願いする、といったように、重複しないための整理はさせていただいている。そういうところで、多少物足りなく思われることがあるのかもしれない。

(被害者保護の運用全般について)

- 被害者の方が加害者のいる場所で色々述べなければならないというのは相当なストレスを感じると思われることから、本日紹介されたような配慮がなされているということには大きな意味合いがあると思う。強いて挙げるとすれば、そのストレス

を少しでも軽減するために、遮へいや傍聴席の部分をもう少し圧迫感のないような形にできれば、なお話をしやすい環境になると思う。

- ◎ 実際に法廷を見てみて、圧迫感を感じたか、
- 法廷で実際に証言席に座ってみたが、相当圧迫感を感じて、怖いなという印象を持った。
- 私も強いて挙げるとすれば、遮へいについて、周囲から見れば中が見えないようになっているのだと思うが、中に座る本人は、もしかすると見えてしまうのではないかと思ってしまうかもしれない。予算の関係などもあると思うが、より一層、備品について工夫がされると良いと思う。
- ビデオリンクを実際に見てみて、実際に見るのとは多少違うのかもしれないが、モニターを通して、証人の表情もよく見えた。
- ビデオリンクに関連して質問だが、別室で話す証人の声をボイスチェンジャーなどを使って変えるということはしていないのか。
- ◎ そのような措置は取っていない。
- 人によっては、声を変えてほしいという人が今後出てくることも考えられると思う。
- 被害者の保護という点でマスコミとしてショッキングだったのは、確か逗子で起きたストーカー殺人事件で、警察官が逮捕状を読み上げる時に、被害者女性の住所などを読み上げてしまい、住んでいる場所が分かって殺してしまったということがあったと思う。被害者を守るという意味では、事例によって千差万別だとは思いますが、公判段階だけではなく、捜査段階から細かい配慮を積み重ねていくしかないと思う。
- ◎ 被害者の住所については、証拠に出ないように配慮がされていたり、仮に出たとしても記録をマスクしたりして、かなり緊張感を持って、被告人に知られないような配慮をしているところである。
- 一点補足をすると、確かに、不必要に被害者の住所を明かすようなことは絶対にあってはならないことであるが、例えば、被害者の住居が被害現場になっているような場合には、全部を隠す、証拠として載せないというのは難しいかもしれない。しかし、近年、特に性犯罪などについては、マスクング漏れなどが起きないように、被害者の方の住所がなくても証拠が十分であるような場合には、そもそも警察や検察庁の供述調書などの証拠を作成する段階から載せないようにするという取扱いが始まっており、今、対象となる事件の範囲を拡大するかどうかといった点についても議論がされていると認識している。マスクング漏れで情報が伝わってしまうということもありうることから、御指摘はごもっともであり、検察庁もできるところから対策を進めている。
- ◎ 犯罪被害者の置かれた立場や状況を理解するために、裁判所では、職員に対して、研究会を実施しており、警察署の犯罪被害者支援室の担当者や犯罪被害者の事件を多く担当する弁護士を外部講師として招くなどして、理解を深めるための

取組を行っている。なお、本日は、犯罪被害者の保護を中心としたが、裁判においては、真実発見や被告人の裁判を受ける権利や防御という点も重要である。したがって、犯罪被害者に対する配慮をする上では、被告人、弁護人の意見も聞いた上で配慮をしているということも付け加えさせていただく。

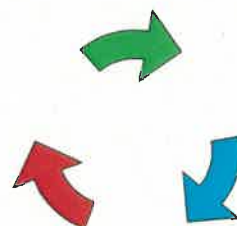
犯罪被害者保護のための諸制度について

仙台地方裁判所刑事部
刑事首席書記官 黒坂 一郎

1

犯罪被害者保護のための諸制度

- 1 証人尋問の際の負担軽減措置
- 2 犯罪被害者に関する情報保護
- 3 公判記録の閲覧及び謄写
- 4 被害者参加制度



2

証人尋問の際の負担軽減措置

- ① 証人への付添い
- ② 遮への措置
- ③ ビデオリンク方式による証人尋問



3

証人への付添い

証人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあるときに、その不安又は緊張を緩和させるために、適当な者を証人に付き添わせる措置

証人の両親, 親族, 弁護士等

4

遮へいの措置

証人が圧迫を受け、精神の平穩を著しく害されるおそれがあるときに、

その負担を軽減するために、被告人と証人との間に「遮へい板」という物理的な障害物を設置して相手を認識することができないようにするための措置

犯罪の性質等を考慮して、傍聴人と証人との間でも同じ措置をとることができる。

5

ビデオリンク方式による証人尋問

証人が法廷で証言すること自体に精神的負担を受けるおそれがあるときに、その負担を軽減するために、ビデオカメラで法廷と繋いだ別室に証人を在席させ、尋問、供述を行わせる措置

H30年6月からは、他の裁判所の構内に証人を在席させて行うことも可能となった。

6

犯罪被害者に関する情報保護

犯罪被害者の名誉，プライバシー保護等のため，被害者の氏名，住所など個人を特定される情報について，公開の法廷で明らかにしない措置

7

公判記録の閲覧及び謄写・優先的傍聴

・被害者等が，刑事公判事件の訴訟記録を閲覧又は謄写できる制度。

・被害者の優先的傍聴



8

被害者参加制度

殺人罪などの一定の犯罪の被害者等に刑事裁判手続への参加を認める制度。

被害者等

- ・被害者又はその法定代理人(親権者など)
- ・〈被害者が死亡した場合は〉
配偶者、直系の親族、兄弟姉妹

9

被害者参加制度の内容

- ① 公判期日への出席
- ② 検察官に対する意見陳述
- ③ 証人の尋問
- ④ 被告人への質問
- ⑤ (事実又は法律適用に関する)意見陳述

10

最後に

被害者保護制度のメニュー拡充

被害者保護制度の利用拡大



11

各種被害者保護制度

(現在の犯罪被害者保護制度)

※1 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(犯罪被害者保護法)

- ・被害者等の優先傍聴席の配慮
- ・公判記録の閲覧及び謄写
- ・民事上の争いについての刑事訴訟訂続における和解(刑事和解手続)
- ・刑事損害賠償請求

※2 刑事訴訟法

- ・証人尋問の際の証人への付添い
- ・証人尋問の際の証人の遮へい
- ・ビデオリンク方式による証人尋問
- ・ビデオリンク方式による証人尋問の記録媒体への記録
- 制度趣旨は、後の刑事手続において同一事実で、被害者の状況を最初から供述させることを避けるため
- ・被害者等による心情その他の意見の陳述
- ・被害者参加制度
 - ・参加申出
 - ・被害者参加人弁護士への委託
 - ・証人尋問の許可
 - ・被告人質問の許可
 - ・弁論としての意見陳述の許可
 - ・付添人の付与・遮へい措置
- ・被害者特定事項の秘匿
 - ・公開の法廷での被害者特定事項の秘匿
 - ・公開の法廷での証人等特定事項の秘匿
 - ・証人等の氏名及び住居の秘匿(証拠)



12

裁判の優先傍聴について

裁判所が行っている配慮の紹介

事例 過失運転致傷（在宅起訴）

被告人：62歳・男性

被害者：22歳・女性

自動車を運転していた被告人が、前方不注視により、被害者に自車を衝突させ、傷害を負わせた。

関係人からの情報収集

○ 検察官から

(例)

- ・ 被害者は裁判の傍聴を希望している。
- ・ 被害者は被告人の厳罰を望んでいる。被害感情は高い。
- ・ 被害者は法廷以外の場所では被告人には会いたくないと言っている。
- ・ 被害者は足が不自由なため松葉杖を使用している。健康状態が不安なので大学の同級生が付添いを予定している。

○ 弁護人から

(例)

- ・ 被害者との示談は成立していない。
- ・ 被告人は一人で裁判所に出頭する予定である。

裁判所が行っている配慮

(例)

- 入庁、退庁の際の安全確保
 - ・ 時間の調整（交通手段の確認を含む）
 - ・ 庁舎出入口から書記官室までの動線確保
- 被害者待合室の確保
- 入廷の際の安全確保
 - ・ 入廷時間の調整
 - ・ 職員による動線案内
- 傍聴席の確保
 - ・ プライバシー保護を考えた座席の確保
 - ・ 職員の付添い